

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 第8次医療計画の6事業目 新興感染症に関する対応内容案 【入院関係、後方支援】

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2023年3月9日 第23回第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ（新興感染症・まん延時における異様）（案）」  
：2023年2月2日 第22回第8次医療計画等に関する検討会「6事業目（新興感染症対応）に係る医療計画策定等にあたっての対応の方向性（案）」  
：2022年12月19日施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
：2022年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会「第8次医療計画、地域医療構想等について」

資料No. 2023510-2043(2)

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

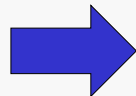
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が再認識されました
- 今後の新興感染症等の感染拡大時にも機動的に対策を講じられるよう、医療法の改正により、2024年度から始まる第8次医療計画から医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、5疾病6事業となります
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を実効性のあるものにするため、「医療計画策定等にあたっての対応の方向性」について検討が進められています
- 医療計画を策定する際の対応として、都道府県と医療機関との間で病床確保等の協定を結ぶことにより、医療を確保することとしています
- 感染症法でも、感染症指定医療機関の他に協定指定医療機関が明記され、医療計画に沿って対応することとなりました
- 今後、医療計画に対応する医療機関ならびに薬局等は、新興感染症拡大防止に向け、都道府県との協定を締結し、体制を整えることが求められます

## 医療計画とは、医療法の規定により、都道府県が医療体制確保のために定める計画です

● 令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として、新興感染症への対応に関する事項が追加されました

### 第7次医療計画で定めた事項

5 疾病	5 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療



### 第8次医療計画（2024年度～2029年度）では 5事業から6事業に

5 疾病	6 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療
—	新興感染症等の感染拡大における医療

#### 参考

#### 医療法

第30条の4  
都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

#### 医療計画

地域の現状、医療従事者の確保、基準病床数、5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制などを定めた都道府県ごとに定める医療施策上の計画

2018年以降6年毎に一度見直される

● 検討中の医療計画では、新興感染症が発生した場合（公表前）は、まず感染症法で指定されている医療機関が対応し、流行初期（公表後）は感染症法で指定された医療機関と共に医療計画で協定を締結した医療機関を中心に対応することとなっています

## 感染症のステージ

新興感染症が発生  
(公表前)

**感染症法**で**指定**された**下記の医療機関**が対応

【対応医療機関】

- 特定感染症指定医療機関
- 第一種感染症指定医療機関
- 第二種感染症指定医療機関

新型コロナ対応で指定されている医療機関は345医療機関  
(令和4年12月時点)

+

流行初期  
(公表後)

**医療計画**で**特別協定を締結**した**下記の医療機関**も対応

【対応医療機関】

- 流行初期医療確保付き協定締結医療機関

3か月程度

+

感染症指定医療機関も、医療計画の協定を締結することは可能

補助金や診療報酬臨時特例  
が整ってきた段階

**医療計画**で**協定を締結**した**公的医療機関等を中心**に対応

【対応医療機関】

- 協定締結医療機関（公的医療機関等が中心）

3か月程度

+

一定期間経過後

**順次速やかに全ての協定締結医療機関も対応を目指す**

## 対応の方向性

- 協定締結医療機関は、都道府県の要請に応じるため、感染対策を講じた病床や人員を確保しなければなりません

対象医療機関	<u>協定締結医療機関（入院）</u>
数値目標	病床 約51,000床 施設数 約3,000医療機関（うち重点医療機関 約2,000医療機関） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目安</span>
対象基準 (求められる対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナ対応の施設要件を参考に確保している病床</li> <li>● 酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</li> <li>● 都道府県の要請後2週間以内を目途に、すぐに対応できる病床を用意</li> <li>● 感染に関するガイドラインを参考に院内感染対策を実施し、入院医療を行う</li> <li>● 自院の医療従事者への訓練・研修を通じ、対応能力を高める</li> </ul>

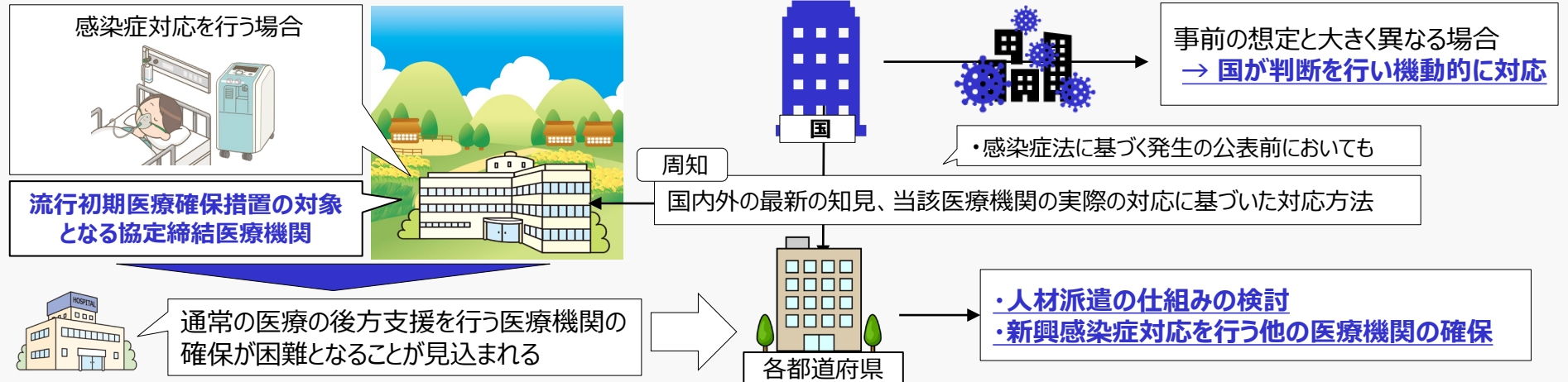
# 【病床】流行初期医療確保措置の対象となる 協定締結医療機関（入院）【案】

● 都道府県は、協定締結医療機関の中から流行初期から対応する能力を有する医療機関を確保することになっています

流行初期	
対象医療機関	流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（入院）
数値目標	約500施設（総病床数400床以上の重点医療機関） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目安</span>
想定患者数	約15,000人（うち重症者数約1,500人） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目安</span>
対象基準 (求められる対応)	①感染症発生、まん延時に入院患者を受け入れる病床を一定数(例:30床)以上確保し継続し対応できること ②都道府県知事からの要請後原則1週間以内を目途にすぐに対応すること ③都道府県からの要請に対してすぐに対応できるよう、一般の患者の対応について、後方支援機関(後方支援の協定を締結する医療機関)との連携を含め、あらかじめ確認を行うこと
①~③を基本としつつも、地域の実情に合わせて柔軟に対応可	→

## 通常医療における重症者対応及び救急対応医療機関が少ない地域

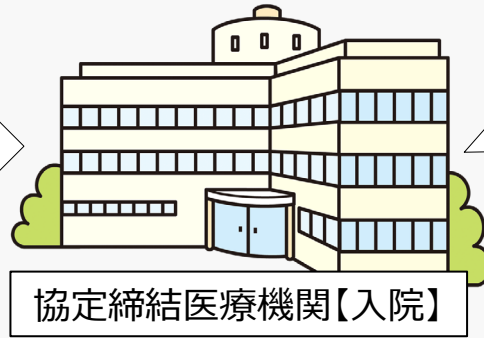
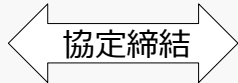
● 都道府県は、救急対応医療機関が少ない地域には、国からの情報等に基づき、後方支援医療機関の確保に努めます



## イラスト版

### 対応の方向性

- 都道府県は、医療機関との協定締結にあたり、関係者間で協議を行います
- 協定を締結する病院は基準を満たす必要があります



### 施設要件を満たしている病床の確保

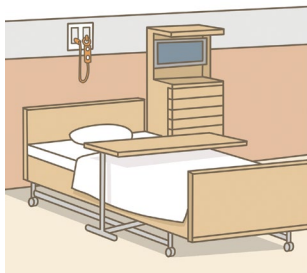
呼吸モニタリング可



酸素投与可



都道府県からの要請に応じて  
1~2週間を目途に  
**即応病床の対応**



### 院内感染対策を適切に実施

ゾーニング



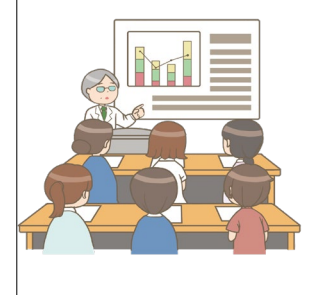
換気



防護服の着脱



研修・講習

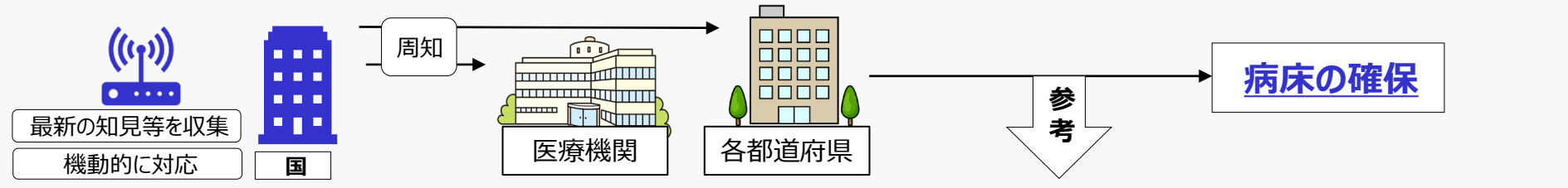


### 医療従事者の確保

- 自院の医療従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高める

## 対応の方向性

●各都道府県は、疑い患者の取扱いについて、その他の患者と接触しないよう、独立した動線等を要することから、新型コロナ対応に当たっての協力医療機関の施設要件も参考に、病床の確保を図ります



## 新型コロナ対応に当たっての協力医療機関の施設要件

●一般患者との独立した動線

トイレ シャワー

個室病床の確保

●差額ベッド代の徴収の取扱い等について、必要に応じて明確化を検討

全病床  
：酸素吸入、呼吸モニタリング 対応可能

検体採取が行える体制

療養病床ではない

療養病床の設備を利用する場合は、一般病床に病床種別を変更する必要有



対応の方向性

●各都道府県には、重症者用病床の確保に留意することが求められます

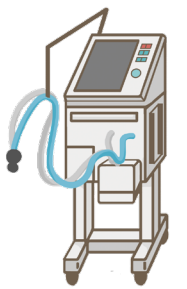


重症者用病床の確保



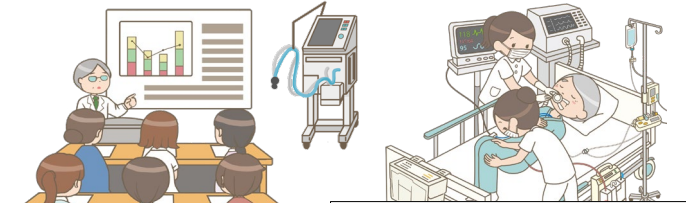
各都道府県

感染症患者に使用する人工呼吸器等の確保



人工呼吸器

感染症患者の集中治療を行う医療従事者の確保

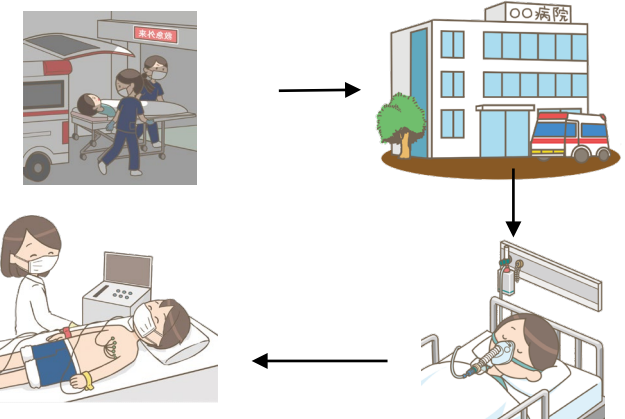


人工呼吸器の講習

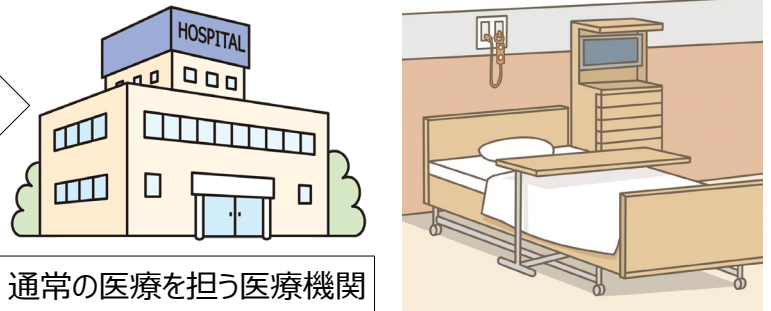
ICU勤務ローテーション経験を有する医療従事者

重症者用病床の確保に伴い、患者の生命に重大な影響が及ぶ恐れがある通常医療が制限される恐れ

地域において、当該通常医療を担う医療機関がどの程度確保できるかを確認の上、感染症の発生、まん延時の役割分担を確認する



通常医療に対応する病床の確認



通常の医療を担う医療機関

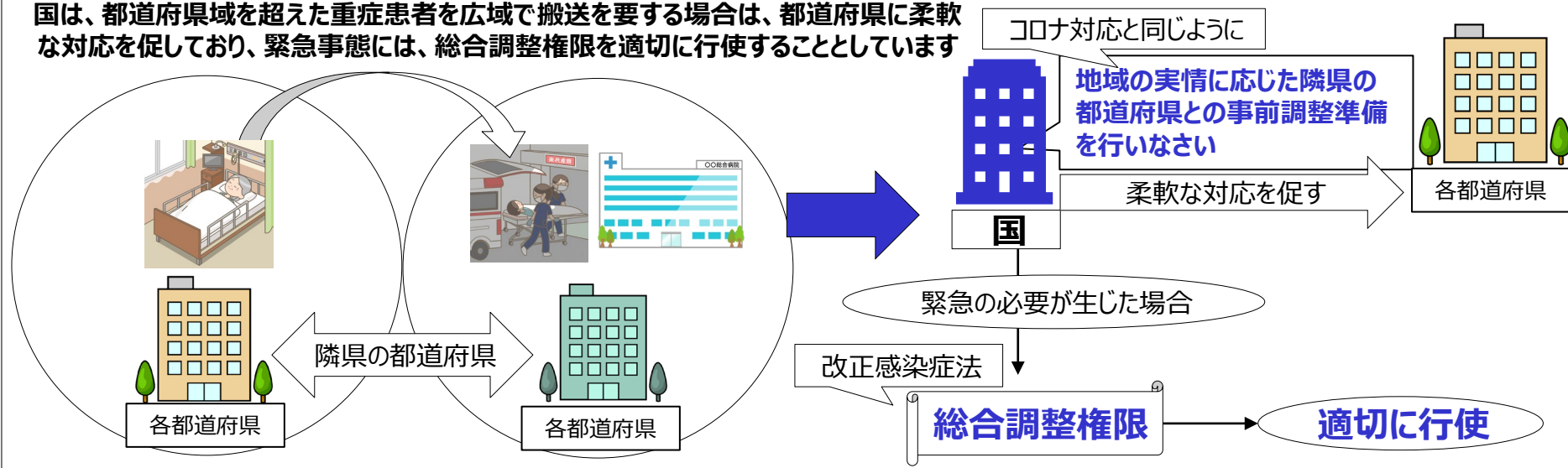
## 対応の方向性

- 国は、重症者用病床の確保対策として、都道府県や医療機関に対して対応方法などを周知すると共に、広域で搬送する際に緊急の必要が生じた場合は、感染症法による総合調整権限を適切に行使することとしています

新型コロナ対応における重症患者の治療は人工呼吸器からECMOまで様々であることを踏まえ重症者や必要な治療を一括りとせず、様々な受入れに対応できるよう、必要な周知を図る

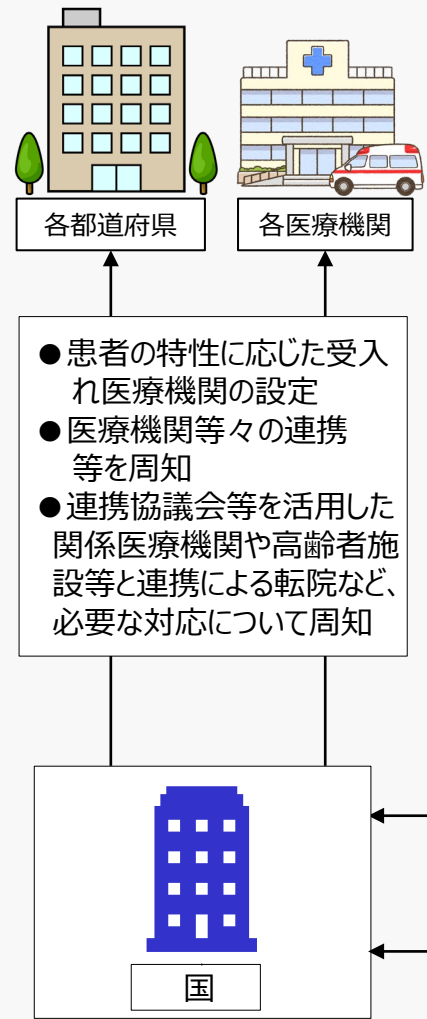


国は、都道府県域を超えた重症患者を広域で搬送を要する場合は、都道府県に柔軟な対応を促しており、緊急事態には、総合調整権限を適切に行使することとしています



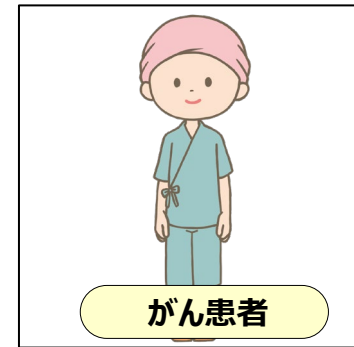
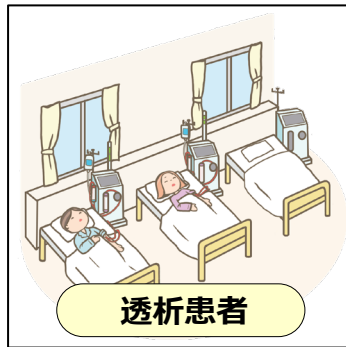
対応の方向性

●各都道府県には、特に配慮が必要な患者の病床を、都道府県の実情に応じて確保することが求められます



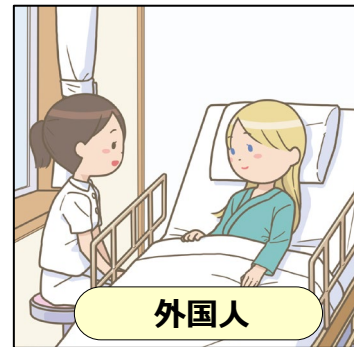
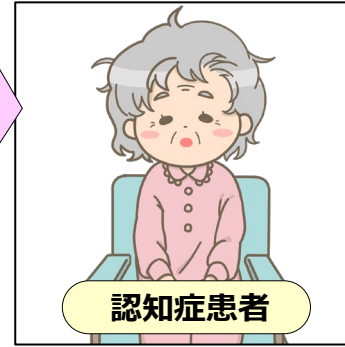
特に配慮が必要な患者

- 新興感染症に罹患した場合の対応可能な医療機関を予め明確しておく
- 精神科救急医療体制整備事業における医療提供体制整備において、新興感染症への対応を含めた体制の整備を図る

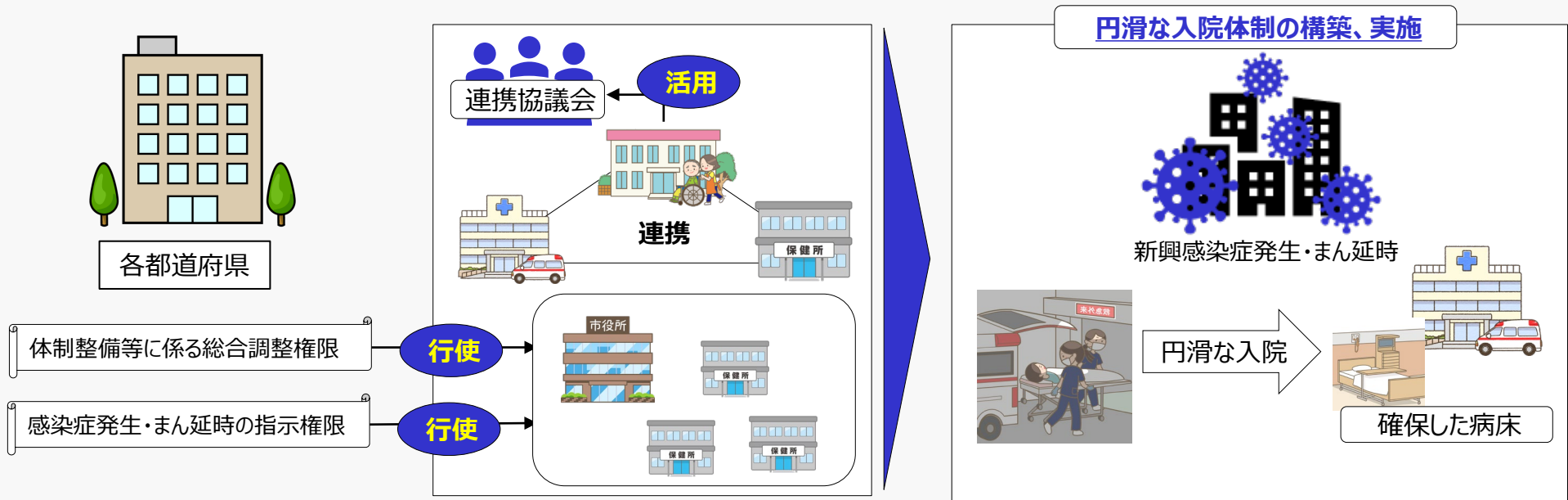


- 高齢者には、発症早期からの適切なリハビリテーションや栄養管理の提供のため、理学療法士、管理栄養士等の多職種連携をする

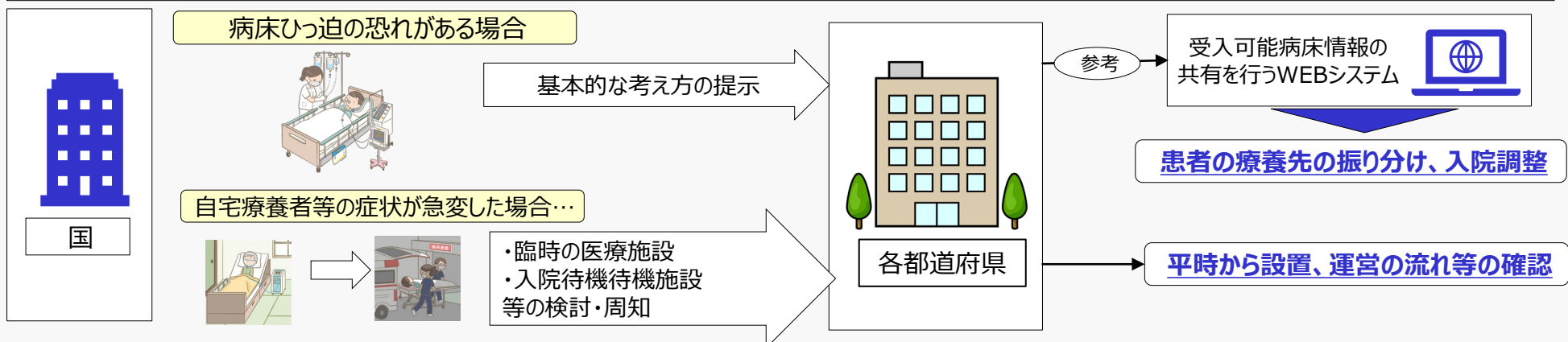
- かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修等の医療現場の対応力向上のための研修を通じ、多職種連携の一層の推進を図る



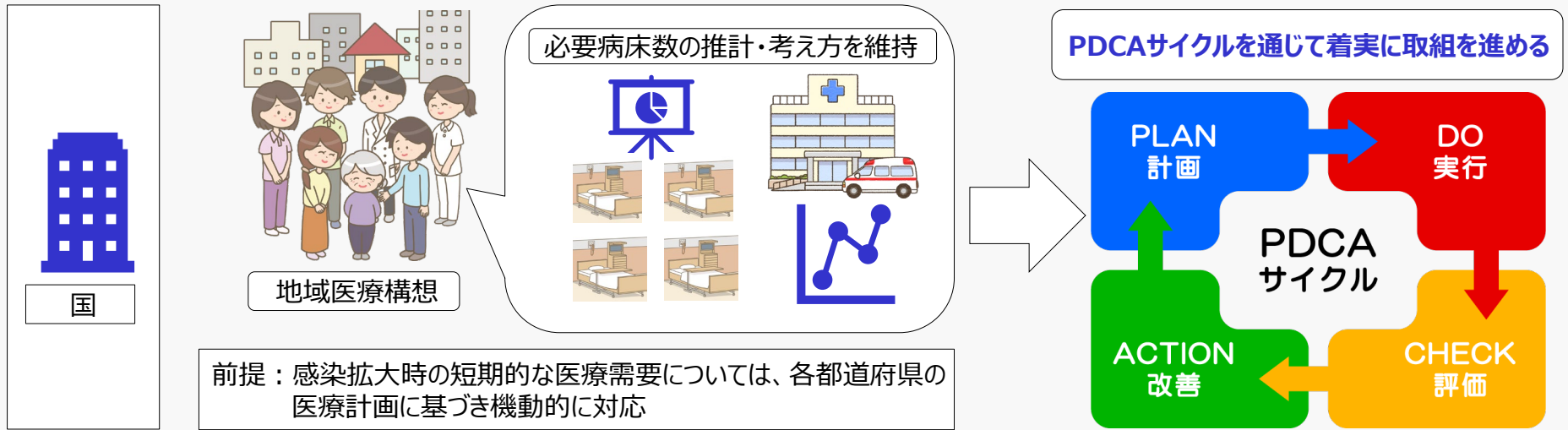
- 都道府県は、連絡協議会等を活用し連携強化を図る他、保健所設置市の指示権限を行使し、円滑な入院体制を構築し、実施します



- 都道府県は、国からの緊急事態等に対する指示に従い、Webシステム等も参考に入院調整等を行い臨時の医療施設等の設置、運営の流れ等を確認します

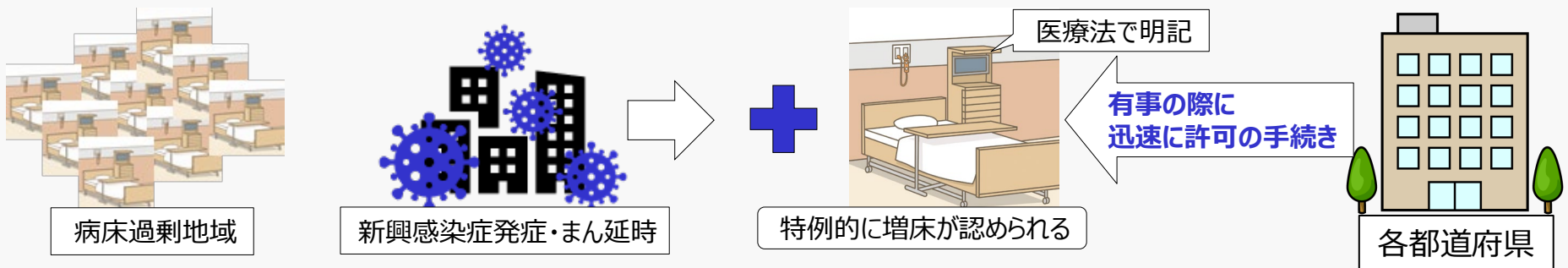


- 国は、感染拡大時でも各都道府県の医療計画に基づき機動的に対応することを前提に、PDCAサイクルを通じて、着実に地域医療構想の取組を進めていきます



## 【病床】協定により確保する病床と基準病床制度の関係

- 医療法改正により、病床過剰地域であっても新興感染症発生・まん延時には増床が認められており、都道府県は、有事の際には迅速に特例病床の許可の手続きを行うこととされています



## 対応の方向性

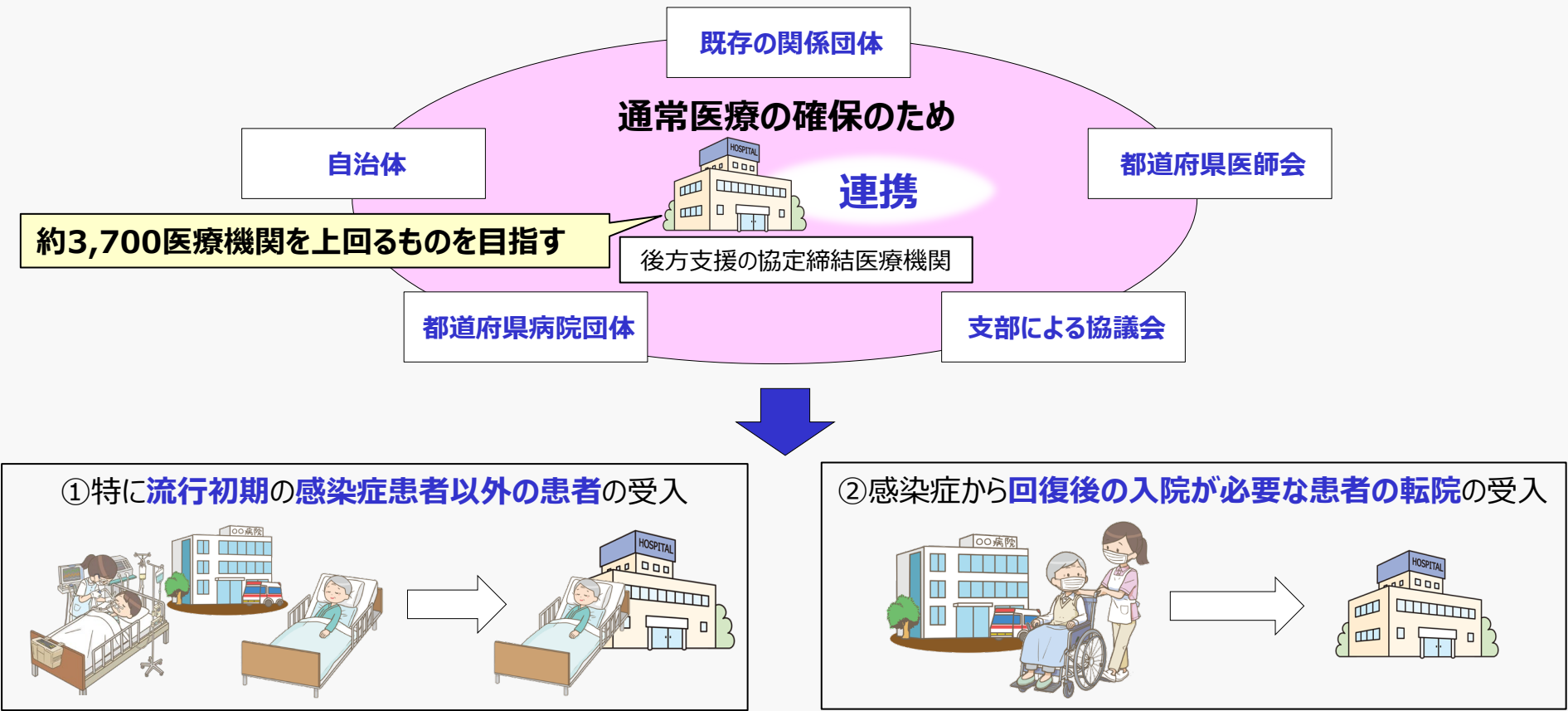
- 協定締結医療機関は、公費負担医療とするため、感染症法の規定に基づき都道府県知事が一定の基準で協定指定医療機関として指定します

## 協定の履行に必要な基準（感染症法）

分類	<u>第一種協定指定医療機関</u>
対象	入院 (病院)
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最新の知見に基づき適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること</li> <li>● 他の患者と可能な限り接触することなく、診察することができること</li> <li>● 都道府県知事からの要請を受けて、<u>感染症患者を入院させ、検査、医療従事者への訓練・研修等の感染症患者に対する人材確保を含めた、必要な医療を提供する体制</u>が整っていると認められること</li> </ul>

対応の方向性

● 後方支援として、流行初期の感染症患者以外の受入や感染症回復後の転院が必要な患者の受入が想定されており、後方支援医療機関は各団体等と連携した上で、感染症以外の患者や回復後の入院が必要な患者を受け入れます



● 協定を締結している医療機関の対応能力の拡大を図る



# 薬剤師の皆様に見て頂きたい Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>





日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>